

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人北杜(以下「法人」という。)の定款第8条、第21条及び社会福祉法人北杜評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づいて置かれる者をいう。
- (6) 苦情解決処理委員とは、福祉サービス向上に関する処理規定に基づき置かれる者をいう。
- (7) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額は、理事会の決議を経て理事長が定める「常勤理事俸給表」のとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 5 役員等に対する報酬は、別表「役員等の報酬及び費用弁償」に定める額とする。

(出席報酬)

第5条 役員等がそれぞれ所定の会議に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(勤務報酬)

第6条 役員等が理事会、評議員会等の開催日以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に従事した場合には、別表2により報酬を支払うことができる。

(みなし決議による報酬)

第7条 社会福祉法第45条第9項及、定款第13条第4項及び第26条第2項の規定に基づき、理事会、評議員会等を開催することなく、理事会、評議員会等の決議があったものとみなされた場合には、別表3により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第8条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む。)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第9条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月末日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員、評議員および評議員選任・解任委員の報酬等ならびに常勤役員の旅費は、必要な都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第10条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規則は、令和 2 年 6 月 26 日から施行する。

別 表

役員等の報酬及び費用弁償

1 会議出席報酬

種類	報酬	実費弁償額
理事会出席報酬（日額）	8,000円	
評議員会出席報酬（日額）	8,000円	
苦情解決処理委員（日額）	8,000円	
評議員選任・解任委員（日額）	8,000円	

2 業務等報酬

名称	報酬	実費弁償費	備考
理事長業務報酬額等（月額）	80,000円		
理事及び評議員業務報酬等（日額）	10,000円		
監事監査指導報酬等（日額）	15,000円		
苦情解決処理委員（日額）	10,000円		

3 みなし決議による報酬

名称	報酬	実費弁償費	備考
理事会みなし決議による報酬（日額）	4,000円		
評議員会みなし決議による報酬（日額）	4,000円		
評議員選任・解任委員会みなし決議による報酬（日額）	4,000円		

4 出張等に関する費用弁償

旅費	宿泊費	日当	その他の費用
実費	17,000円	10,000円	実費
	指定の場合は指定宿泊費		